

Studio YogaLoka 会員規約

第1条 Studio YogaLoka 会員とは当スタジオの会員登録をしていることを前提に、本規約を同意の上当スタジオで承認した方とします

第2条 会員は本規約を厳守するものとします

第3条 禁止行為

- 原則レッスンの途中参加（開始 15 分以降）：レッスンは準備運動、ストレッチ等から始めていきます。途中参加でヨガをすることは怪我の原因ともなるので、認めておりませんが天候や道中の事故などにより開始時刻に間に合わない場合はご連絡下さい
- 香水等の過渡な匂いの禁止：当スタジオでは五感（視覚、聴覚、臭覚、触覚、味覚）を大事にしています。レッスン中の強い香りは他の会員の妨げとなりますのでご遠慮ください。該当の場合、当スタジオの判断で注意させて頂くことや、受講をお断りする場合があります
- 病中の参加の禁止：特に伝染性の高い病気（インフルエンザ等）の場合他の会員の迷惑となるので、来店はご遠慮ください
- 無許可での録音・撮影は禁止いたします
- 勧誘・販売等の禁止：ネットワークビジネス・宗教その他、当スタジオと関係のないセミナー・イベント・ヨガイベント・講習会等を他の会員・及びスタジオスタッフへ勧誘する行為を一切禁止いたします
- 当スタジオ内で無許可での物販を禁止いたします
- 誹謗・中傷の禁止 第三者及び当スタジオを誹謗、中傷する行為および公序良俗に反する行為を禁止します
- その他、当スタジオが不適切と判断した行為

第4条 会員が第3条で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員に帰属し当スタジオは一切の責任を負わないものとする

第5条 会員が第3条で禁止する行為により故意または当スタジオの運営に障害をもたらした場合、当該会員は当スタジオに対し損害を賠償しなければならないものとします

第6条 退会および会員資格の抹消

1. 会員は、当スタジオが定める退会手続きを経ることにより、契約義務期間をのぞき自由に退会できるものとします
2. 以下の項目に該当する場合、当スタジオは当該会員への事前通知、承諾なしに会員資格を抹消できるものとします

- ❖ 第3条で定める禁止事項に該当した場合
- ❖ 当スタジオが認めない不正な行為があった場合
- ❖ 本規約の定めのあるいずれかに違反した場合
- ❖ 当スタジオに対する妨害行為があった場合
- ❖ 6ヶ月以上当スタジオのご利用がない場合（妊娠や長期出張などをご相談ください。）
- ❖ その他当スタジオが不適切と判断した場合
- ❖ 資格を抹消する場合、その会員が当スタジオで保有するすべての権利を抹消するものとします

第7条（規約の変更）当スタジオは、会員への事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については、本サービスのHPに1ヶ月間表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。但し、この期間の経過を待たずに第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等、不測の事態が予想される場合は、上記期間の経過を待たずに規約変更が実施されたものとします

第8条（営業に関して）天災等により営業ができなくなった場合、スタジオの緊急工事等により営業できなくなった場合は十分な予告期間なく休業することがあります。その他営業日、営業時間、休日はホームページまたは店頭での通知でお知らせいたします

第9条 入会・月会員の登録/自動更新・復会時の手続きに関して

- 契約時、月会員は契約月+後続月2ヶ月分の会費を納入する
（入会が月途中であれば入会月の日割り+2ヵ月分の会費）

【重要】 契約後ヨガロカより自動払い登録依頼のメールが委託先経由で届きます

口座振替→メタトップスペイメント：お支払い口座の登録を画面上でお願いします

クレジットカード払い→スクエア（Square）：ご利用のカード情報を入力し必ず保存してください

- 会費は毎月26日に翌月会費がご指定の口座・又はカードより自動振替・自動課金されます
- 休会・退会の申請が無い限り、会員登録を更新するものとみなし、自動払いが継続される
- 銀行口座の残高不足などにより引落しが出来なかった場合、クレジットカードのエラーにより、入金が無かった場合速やかに会費を支払わなければならない
- 退会・休会は前月の10日までにスタジオに書面にて申請しなければならない

注：申請が10日を過ぎた場合は翌月扱いとなります

- 休会は原則1ヵ月間（休会金なし）とするが、事情により休会期間が長引く場合（ケガ・病気・家庭の事情・妊娠など）はその限りではない（お気軽にご相談ください）
- 長期休会後の復会・退会後の復会は復会事務手数料/保険料等¥3000の支払い及び、入会時と同じく復会月を含む3ヵ月間の会費を納めることとする

第10条 自動引落しの停止に関して

- 当スタジオが定める退会手続きと同時に自動引落しを停止するものとする
- 自動引落しの停止は前月の10日までに当スタジオに本人が書面にて申請しなければならない
- 当スタジオの利用がなくとも、引き落とされた月会費はいかなる理由があろうと返金されない

第11条 月5回会員について

- 月5回会員とは：毎月レッスンチケットを5枚購入しているのではなく、月に5回のレッスンを会員価格で受講できるという会員種目である
- 原則月に5回のレッスンを自己のペースで受講するものとする
- 月に5回レッスン受講ができない場合、未消化分は翌月以降へ自由に繰り越しができるが、会員継続期間中に限るものとする

休会中は未消化分の使用は不可・退会時に全て消失する

第12条 種目外受講・月会員の回数券購入について

- 月5回会員の同じ月内の6回目受講、土日祝会員の平日レッスン受講は都度¥1100-の受講料を現金にてお支払いいただくことで可能
- 月会員は贈与・種目変更などで回数券を購入する場合¥12,000-で購入可能

第13条 10回回数券について

- 体験期間中の購入で保険料（¥3000-初回購入時のみ）が無料となる
- 有効期限（初回レッスン受講から5ヵ月間）内の更新/リピート購入は¥12,000-となるが、有効期限超過後の購入は初回価格となる（事情により応相談）
- 期限超過後、1年以内であれば未使用チケットは都度¥500-で利用可能

但し：最終利用日から1年以上経過している場合は利用不可